

## 2. 河川整備計画の目標に関する事項

### 2.1 計画対象区間及び計画対象期間

河川整備計画対象区間は、広島県知事管理区間とします。

河川整備計画対象期間は、概ね 30 年とします。

### 2.2 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、馬洗川ブロックにおいて、平成 5 年 7 月や平成 10 年 10 月相当の洪水に対し、河川からの越水による家屋浸水被害を解消するために河川改修などを実施します。

さらに、想定される規模を超える洪水が発生した際の被害を最小限に抑えるため、防災情報システムの有効活用など、関係機関や沿川住民との連携による情報伝達、警戒避難体制等の強化に努めます。

### 2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、今後、比較的良好な現在の流況を確保し、水利用者との調整を行いながら、河川の適正な利用を図るとともに、渇水時には関連情報を収集し、流況把握や河川流量等に関する情報提供を行うなど円滑な渇水調整に努めます。また、水利用や動植物の生息・生育環境、景観などの流水の正常な機能の維持に努めます。

## 2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、ヤマメ、アユ、オオサンショウウオ、ゲンジボタル、ミズニラなど、動植物の生息・生育環境や空間利用がなされている良好な河川環境の保全に努めます。

引堤や河床掘削等による河川改修を行う際には、天然素材(木材、自然石など)や環境保全型ブロックなどを使用して、植生の早期回復や魚の生息場所の確保、澁筋や瀬・淵の復元を図るとともに、堰等の改築においては魚道を設置するなど、河道および周辺の自然環境に配慮します。あわせて、親水性の高い水辺空間の整備(親水護岸の設置)に努め、人々に潤いとふれあいを与える水辺づくりを推進するとともに、住民参加による水辺環境の維持管理を図ります。

水質については、関係機関と協力して、現在の良好な状況を維持するとともに水質悪化が懸念される市街地を流れる河川の水質改善に努めます。